豊介護発第３４３５号

平成３０年９月２８日

　居宅介護支援事業者　様

豊田市長　太田　稔彦

（公印省略）

「厚生労働大臣が定める回数」以上の生活援助中心型サービスを位置付けた

場合のケアプランの届出について（通知）

　日ごろは、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　平成３０年度の介護保険制度改正により、平成３０年１０月１日以降、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、基準となる回数以上の利用回数となる生活援助中心型サービスを位置付けたケアプランについては、市へ届出を行うことが義務付けられました。

　つきましては、下記のとおり該当するケアプランの届出をお願いします。

記

１　届出の対象となるケアプラン

　　平成３０年５月１０日付け老振発０５１０第１号『「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の交付について』に基づく、以下の基準利用回数以上のケアプラン

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

２　届出に必要な書類

（１）厚生労働大臣が定める回数以上のケアプラン報告書

（２）ケアプラン第１表から第４表までの写し（１部）

３　届出の期限

　　平成３０年１０月１日以降に作成したケアプランのうち、上記１に該当するケアプランを作成月の翌月末までに届出

※当該届出期限が閉庁日の場合は、当該直近前開庁日とする

※例えば１０月１日から１０月３１日までに作成するケアプランで、該当するものが
ある場合、１１月末日までに届出をすること

４　届出先

　　介護保険課 施設担当

問合せ 介護保険課 施設担当

電 話 　３４‐６６３４

ＦＡＸ　３４‐６０３４